

産業構造審議会 教育イノベーション小委員会
学びの自律化・個別最適化WG

事務局説明資料

2021年2月25日（第4回WG）



目次

- 教育イノベーション小委員会の検討スケジュール
- 本日の主な議論事項【「場の選択肢」の拡充】
- 参考) 「場の選択肢の拡充」関連リサーチ結果 (再掲)

教育イノベーション小委員会の検討スケジュール

学びの自律化・個別最適化WG

WG#1 論点説明、委員自己紹介（2021/7/1）

WG#2 学校の組織・環境の再設計（2021/10/1）

- 学校を高信頼性組織に近づける
- 学校空間の学習環境を再設計する

WG#3 学習者視点での「教育データ連携と個別学習計画」に基づく、パーソナルトレーニングの確立（2021/12/3）

- 「標準授業時数」から「学習実績管理」への移行
- 個別学習計画の策定と運用を実現するために必要な人材の資質と規模（教員の役割含む）
- 公教育における教育データの利活用・教育データ連携を促進するために必要なこと

本日議論

WG#4 「場の選択肢」の拡充（2022/2/25）

学びの探究化・STEAM化WG

WG#1 論点説明、委員自己紹介（2021/6/24）

WG#2 探究の「入り口」（2021/11/10）

- 探究の「入り口」・「場」・「時間」づくり
- 探究の指導・伴走体制

WG#3 探究学習における学校と企業・大学（研究機関等）の連携（2021/1/28）

- 学際的な探究活動に伴走できる教員を育成するための教員養成課程の在り方
- 外部人材が学校現場に関わりやすくなるための仕組みづくり
- 企業や大学（研究機関等）の次世代人材投資インセンティブ

小委員会#2 第一次提言素案提示・議論（2022/3月）

小委員会#3 第一次提言のとりまとめ（2022/6月）

本日の主な議論の流れ

テーマ：「場の選択肢」の拡充

- 誰ひとり取りのこさない教育の実現に向けた提言（福本委員）
 - 「未来の教室」実証事業（城東中学校）を踏まえた、学校内で「場の選択肢」を拡充するために整えるべき体制及びデータ連携の在り方
 - 学校の枠を超えた「サードプレイス」の可能性及び個才と学習環境のマッチングの在り方
- 不登校（傾向）の生徒を支えるための「シェア型オンライン教育支援センター」（「未来の教室」実証事業）の普及に向けた提言（今村委員）
- 公教育における「学びの選択肢」を拡充するために必要な制度・政策（末富委員）
- 全体ディスカッション

政府内における教育・人材育成関係の会議

首相官邸・内閣官房

教育未来創造会議

デジタル臨時行政調査会



経済産業省

未来人材会議

- ・ サードプレイス
(イノベーションアカデミー構想(仮))
- ・ インターナショナルスクールの誘致/
既存私学の再生 等



産業構造審議会
商務流通情報分科会
教育イノベーション小委員会



内閣府

総合科学技術・
イノベーション会議
(CSTI)

教育・人材育成
ワーキンググループ



文部科学省

中央教育審議会
初等中等教育分科会
個別最適な学びと
協働的な学びの
一体的な充実に向けた
学校教育の在り方
に関する特別部会

教育DXは、学習資源の「組み合わせ」を容易にする変革

- 「誰もがそれぞれ満足できるビュッフェ」のような学校教育は、DXによって実現できるのではないか。（「誰もがみな満足できる定食」を提供するのは、全く違う考え方）

教育DXによる「組み合わせ自在な学習環境」のイメージ

「時間配分」を生徒が指導者と決める

時間の使い方のルール（標準授業時数、単元の該当学年、学年制・単位制の区分など）

「居場所」を選択・組み合わせ

居場所選択のルール（全日制・通信制・定時制、普通科・専門学科・総合学科の区分など）

「教材」を選択・組み合わせ

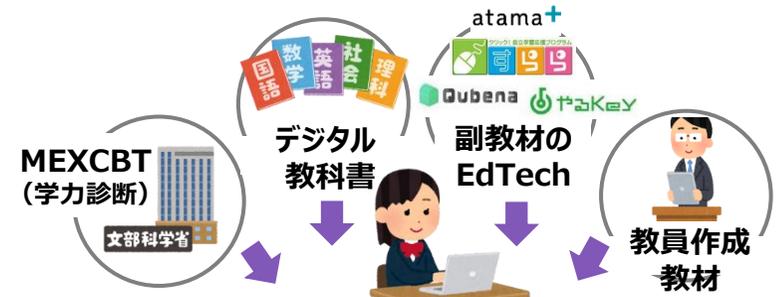
教材選択のルール（デジタル教材／紙教材、リアルタイムの体験／オンデマンド動画の視聴）

「指導者・支援者」を選択・組み合わせ

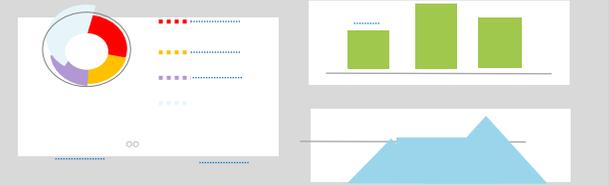
指導者・支援者選択のルール（オンライン／対面、財政負担する教職員の定義）



「個別学習計画と学習ログ」のイメージ



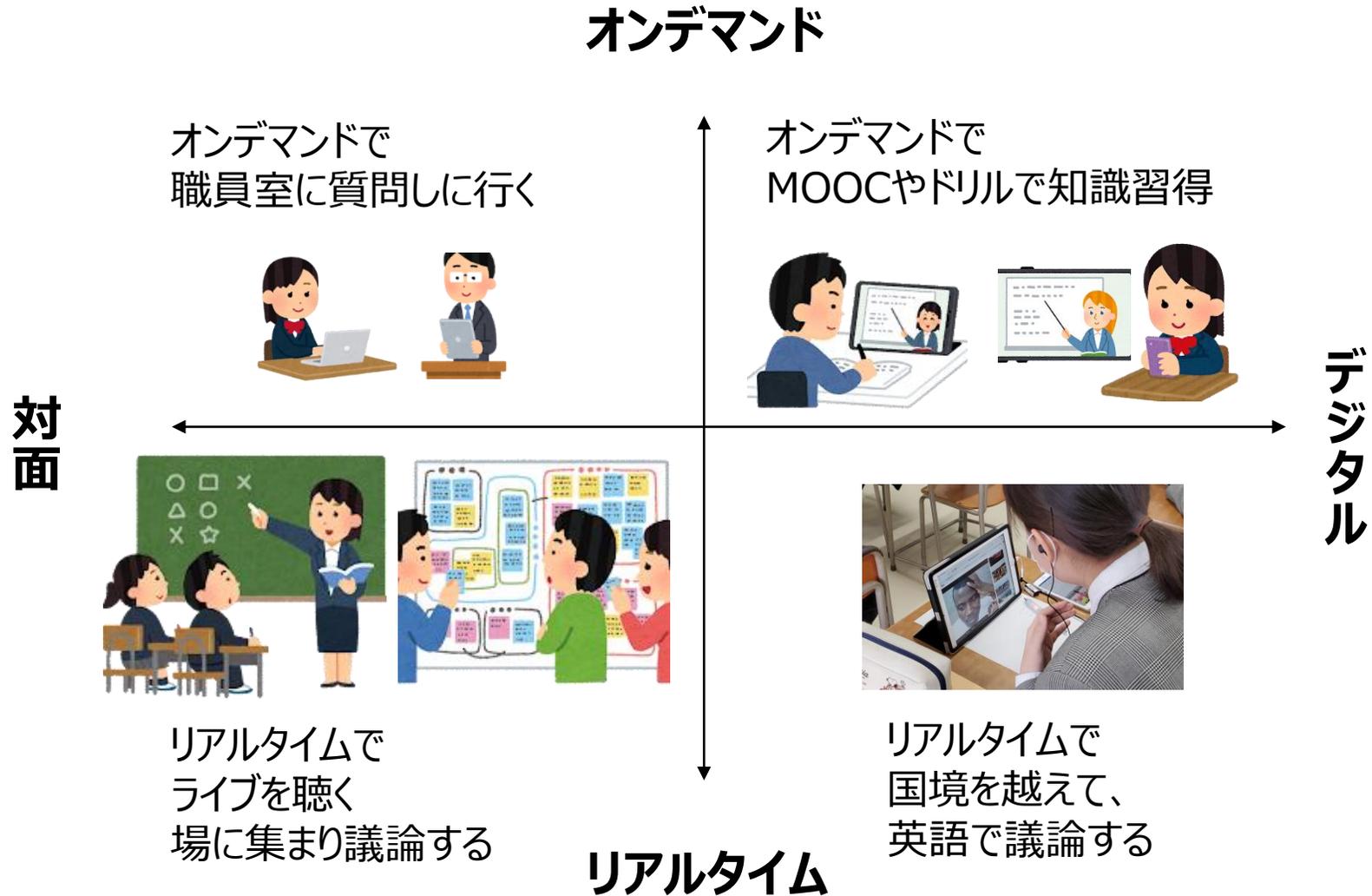
Aさん（中3）の学習ログと個別学習計画
（彼女のPDS:パーソナル・データ・ストア）
※自分の認知特性などの自己認識にも使う



保護者と共有 学校と共有 サード・プレイスや学習塾と共有

あらゆるEdTech教材の、あらゆる動画や演習問題にも「学習指導要領コード」「単元コード」が振られて「データ連携」されるなら、様々な教材の「組み合わせ」による学習管理が容易になる。自分の認知特性や家庭環境など重要な機微情報の扱いもカギになる。

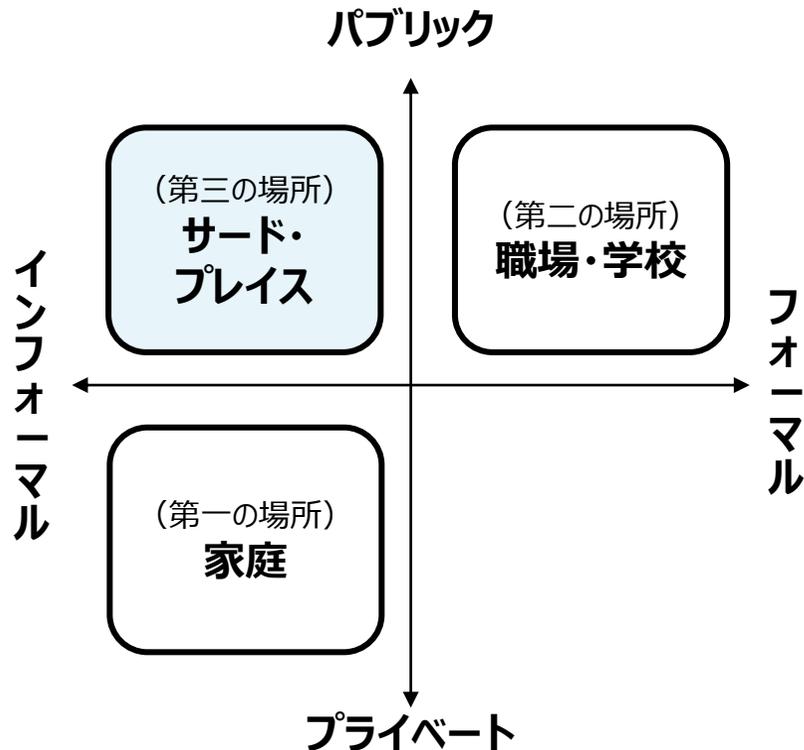
教育DXは「場の選択肢」も多様にする変革



1.子どもの創造性を喚起する「サード・プレイス」の可能性

- サード・プレイスは、家庭、職場・学校に次ぐ第三の場所であり、パブリックかつインフォーマルなもの。
- 学校や家庭では受け止めきれない子どもの探究心・研究心を開花させる多様な「サード・プレイス」が、進学塾・補習塾とは全く異なる私塾として全国的広がりを見せるためのカギは何か。

サードプレイスの位置づけ



(出所) 左図 中原淳・長岡健「ダイアログ 対話する組織」を基に経済産業省が作成。

右図 CHANTO WEB「子どもが夢を叶えるサード・プレイスを！GIGAスクール構想」を基に経済産業省が作成。

サード・プレイスによって活かされる「10代の個才」

和田優斗さん

**(高3でIPA未踏事業で
スーパークリエイターに認定。
在学中の筑波大学授業検索
システムが使用不能となった際、
数日で代用システムを作成。)**



予想以上に反響があったので色々追加しました(ねむい.....)
ふろど (@BoufrawFrodo2) くんが読み易くリファクタリングしてくれたので反映しました(ありがとうございます)、あとはIssuesに上がった科目番号・教室・教員名・概要から正規表現で検索できるようになりました~



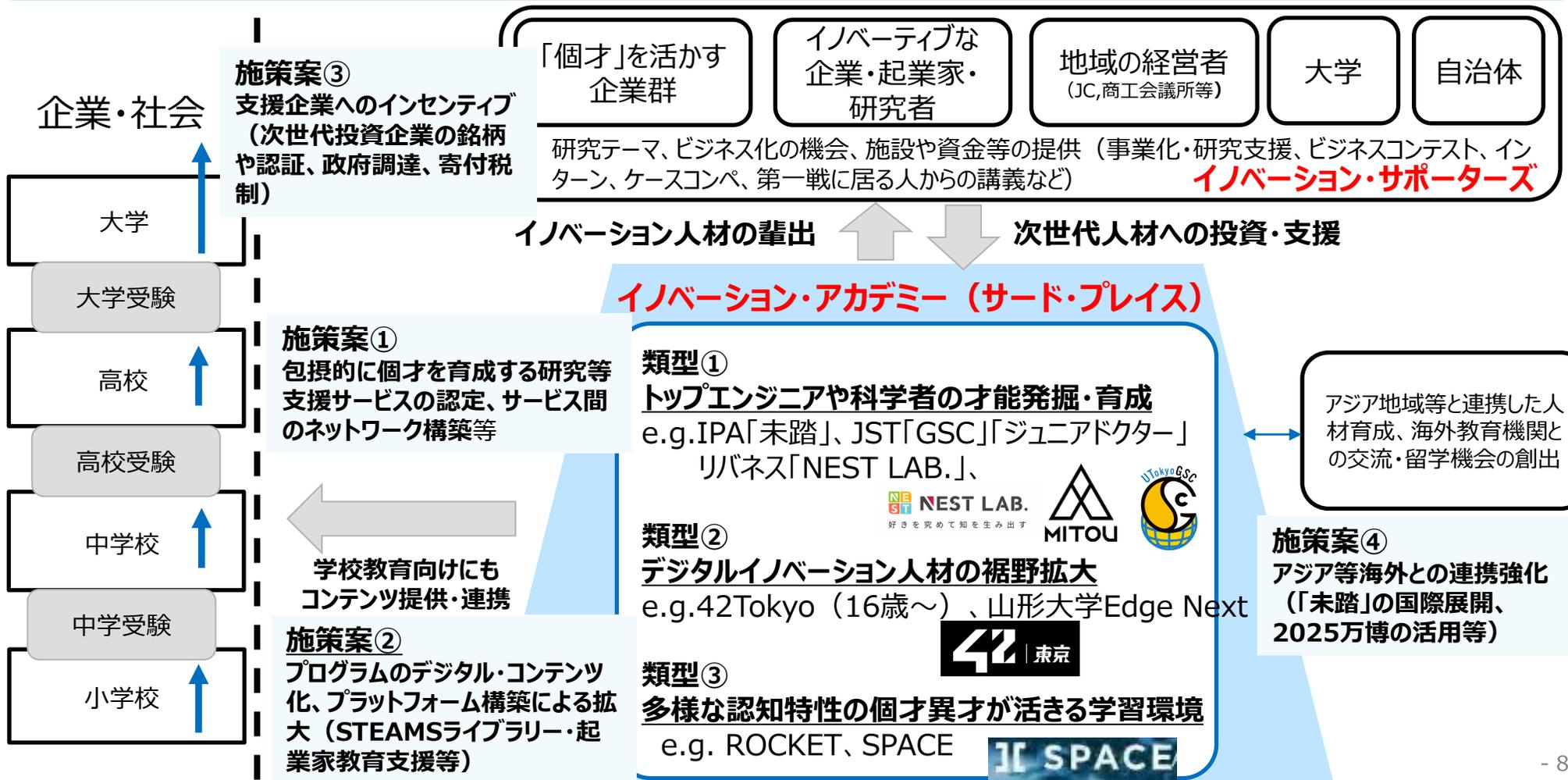
「・・・大学の先生といった第一線の方々との議論の場を持てたことは、高校生だった自分にとって大変貴重な経験となりました。」

・・・**中高生時代はなかなかそういう出会いがないので、そうした場は大人が意図的に作る必要がある**ように思います。未踏事業のような場もすばらしいのですが、『意欲はあるけれど、まだこれから』という多くの人にはハードルが高すぎます。

そういう人のために、**中学時代から参加できるコミュニティがあるといいかもしれません。」**

「10代の個才」を育むアカデミーの拡大（イノベーション・アカデミー構想（仮称））

- サッカー等スポーツ界では、国・地域レベルで若い才能を発掘・育成するアカデミーが機能。一方、未来の科学者やエンジニア等に育ちうる個性豊かで多様な才能（個才）のアカデミーは「点在」に留まる。
- 従来の学習塾とは大きく異なる「探究支援サービス」が今後オンラインも活用して地域中核企業・起業家・大学・自治体等との連携でスケールし、全国に「サード・プレイス」が広がるための施策を検討。

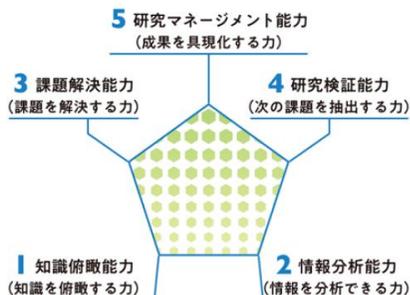


(参考) 東大GSC (グローバル・サイエンスキャンパス)

- JST事業として実施している東京大学のUtokyoGSCでは、科学技術に卓越した意欲と能力を持った高校生を発掘・選抜し、東京大学の研究室で預かる形で教員や大学院生がメンタリングを行い、学会発表・論文発表等を通して学際的な視点や創造性を養うサードプレイスとして機能。

育成したい能力

STEAM型の領域を横断した学際的な視点を養う



創造性を育む (第一段階) では、教科・科目横断の視点を養い、終了後に知識俯瞰能力や情報分析能力で選抜。

創造性を形にする (第二段階) では、生徒の興味・関心に応じて研究課題を設定し、学会発表・論文作成・科学オリンピック・科学コンテスト等での発表 (海外発表を含む) を目指す。

- 連携企業へのサイトビジット等も実施

大学のサポート体制

第二段階では、受講生 1 名に対して、教員・スタッフや大学院生 (TA) という指導体制

- 対面が難しい場合はZoomやSlackで指導

研究室	研究テーマ	研究活動の形式
中野研究室	乗り物酔いを抑制するインターフェースの開発	
宮江研究室	Nacre-mineral composite とその生分層性について	オンラインで打ち合わせしながら、夏休前は研究室にて実験等を実施
犬塚研究室	Ocular veinを用いた高血圧のVisual evoked response	
松永研究室	閉塞系幹細胞が血管新生に与える影響とそのメカニズム	
金(美)研究室	血中循環がん細胞の高精度分離のためのフィルタ開発	
島野研究室	地震の環境変動: 火山性土に見られる	オンラインで打ち合わせしながら、フィールドワークなど一部対面実施
関本研究室	長距離運動のメカニズムの解明	
本館研究室	人足データの分析と可視化	オンラインで打ち合わせしながら、自宅で解析
芳村研究室	数学的手法による生け花の美しさの分析	
芳村研究室	全世界の発電量を水力発電で補うことは可能か	オンラインで打ち合わせしながら、自宅からリモートで研究室のスーパーコンピュータを操作し、実験データを解析
佐藤(文)研究室	新型コロナウイルス創薬標的候補スクリーニングのウイルスゲノムRNA結合ドメインの電子状態	
竹内研究室	家でできる細胞フィーチャー	
川島研究室	家における定量化と感性の一致とずれに関する考察	オンラインで打ち合わせしながら、研究に必要な道具を本学から自宅へ郵送し、自宅で研究を実施
新島専攻	パノシパチ由来プロポリスには有望な新規薬材となるか	
実験動物学研究室		
森林科学専攻	マンタケと土壌微生物の関係性の研究	
森林生命環境科学講座		オンラインで打ち合わせしながら、学校の実験設備を使用し、学校で研究を実施
応用生命工学専攻		
応用微生物学研究室	糖酸化細菌の研究	

◀ 2019年度
研究テーマ



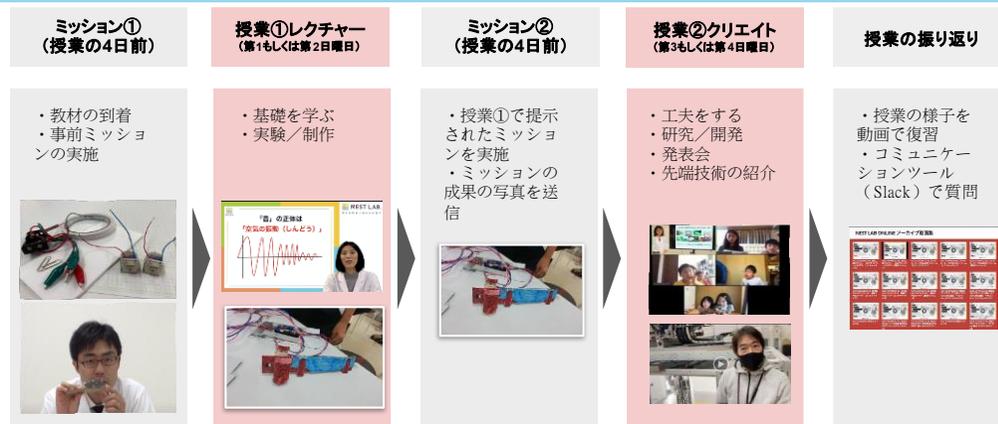
(参考) 42東京 (Forty-two Tokyo) (課題解決型プログラミングスクール)

- フランスが起業大国となったきっかけの1つされる、フランス発の完全無料のプログラミングスクール。2019年より東京校がスタートしており、東京校では16歳から入学可能。
- 学歴や職業に関わらず、挑戦したい人には質の高い教育を提供するとのコンセプトで、「学費完全無料」「24時間利用可能な施設」「問題解決型学習」「ピアラーニング」「自分のペースで学べる」等の、誰もが挑戦できる環境を提供。
- 入学のためには、オンラインテストに合格した入学候補者は、4週間のPiscine（ピシン：フランス語でスイミングプール）を受験。同じ志を持つ候補者と協力しながら何度も何度も失敗し、それでもモチベーションと自らの意志を保ち続けながら、一生懸命もがき続けた者だけが合格するシステム。
- 特定の課題を解決したら特定企業の採用試験を受験できる“ROAD TO”プログラムや、生徒が5人以上集まる場所を「分校」として登録できる仕組みなどをスタート。



(参考) 類型① NEST LAB. (小中学生の才能発掘研究所)

- (株)リバネスがJSTジュニアドクター育成事業の5年間の研究開発成果をビジネス化すべく、子会社NEST EdLABを設立し、3年間36個のオリジナル教材と研究サポートを提供する事業（2022年4月より完全オンラインで小学校3年生以上を対象に週末月2回のサービス開始予定）。
- 小中学生が“好き”を起点に、パッションをもって自ら学習する才能を開花させるべく、研究者や起業家が学会の「今」を伝えて「好きを究めて知を生み出す」場、若き研究者たちが世界に飛び出すNEST（巣）に。



サステナブルサイエンス専攻

～身近に隠されたサイエンスを発見しよう～

生命と人類、地球環境と物質循環 エネルギーと資源

	テーマ	体験内容	
アドバンス	4月	ミクロナ世界を冒険し、ふしぎを探そう!	顕微鏡観察
	5月	ダンゴムシの行動を分析から生き物の本能に迫る	行動分析
	6月	ふしぎなユーグレナの奇妙な動き	藻類育成
	7月	あなたの体は何でできている～酵素と消化	酵素反応
	8月	生き物のトップは誰だ?～土壌生物と生物循環	ツルグレン装置
	9月	宇宙での食料生産? 植物工場開発に挑戦!	植物工場
	10月	全国水質調査隊～分析技術を手に入れる	バックテスト
	11月	自然からエネルギーを取り出せ～エナジーハーベスト	振動発電/生物発電
	12月	研究成果を発表しよう@サイエンスキャッスル	発表

ロボットAIテクノロジー専攻

～身近な課題を解決するテクノロジーを発明しよう～

ロボティクス、AI・プログラミング 材料・機構・電装

	テーマ	体験内容	
アドバンス	4月	金属でロボットボディを加工せよ	金属加工・設計図
	5月	電気を使ったオリジナルゲームを開発しよう	回路、電子部品
	6月	二足歩行ロボットを開発しよう	歩行、クランク
	7月	動物ロボットを開発せよ	モータ、クローラー
	8月	走るためにはパワーが必要 充電ステーションを作ろう	充電装置
	9月	悪路はプログラミングで潰せ	プログラミング
	10月	わいのワイヤレス。無線で作るローバー	無線通信
	11月	サーボモーターで作るショボットアーム	サーボモータ、センサ
	12月	研究成果を発表しよう@サイエンスキャッスル	発表

(参考) エシカルハッカー発掘・育成プロジェクト (「未来の教室」実証事業)

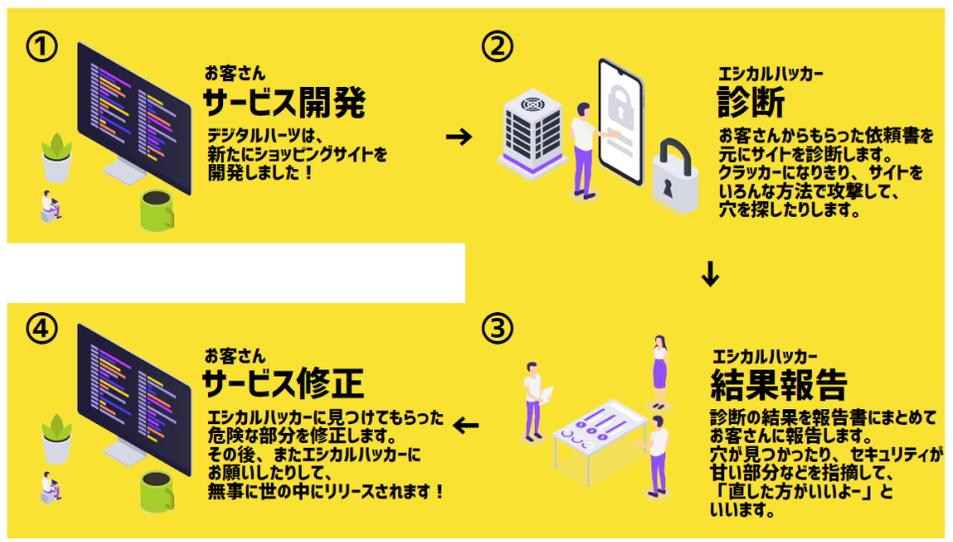
- デジタルハーツでは「ゲーム好き人材」が持つ集中力や好奇心といった特性をサイバーセキュリティ領域で生かすための育成プログラムを構築。実証事業では、広域通信制高校や全日制工業高校の生徒250名を対象に特別講義を提供し、試験と面接で選抜した生徒群を対象に、仮想環境下に構築したウェブサイトの脆弱性診断業務を行う1週間の職場体験（インターン）を実施。

※2022年4月以降、サイバーセキュリティ教育事業はグループ会社の株式会社AGESTにて実施予定

ショッピングサイトの脆弱性診断」の仕事の流れ、顧客企業からの依頼。
→脆弱性診断の結果報告→顧客サイトのサービス修正まで、説明する。

「グループに分かれて依頼書」に基づく診断業務にチャレンジ。
→これまで得た知識をもとに、「ショッピングサイトの脆弱性」を発見する。

エシカルハッカーの仕事の流れ



グループを選択

初めの一歩チーム
基本、講師がついて説明を行う講義形式で進行し、生徒自身で手を動かすことはあまりなく、説明の中で講師から出される質問などについて考えることで課題を進めていくグループ。Webセキュリティの初心者の人にオススメ。

スタンダードチーム
まずは講師が説明を行い、その後、生徒自身で手を動かして課題を進め、わからないことがある場合は講師に質問等を行うスタイルのグループ。自身で考え、検索などを駆使して課題に取り組めるが、講師のちょっとした講師のサポートも欲しいな、という人にオススメ。

チャレンジチーム
説明などは特に受けずに、自身でどんな課題を進め、わからないことや、気になることがあった場合の講師に質問を行うスタイルのグループ。Webセキュリティ分野の知識を持ち、1人でどんな進めていきたい人におすすめのグループです。

①依頼書をもとに診断を進める

No	リクエスト名	URL	505有無
1	トップページ(サービス一覧)		
2	トップページサービス詳細		
3	トップページログイン		
4	トップページログインアカウント作成		
5	ログイン後トップマイページ		
6	ログイン後トップマイページログアウト		
7	トップページアンケート		
8	トップページアンケート内容確認		
9	トップページアンケート内容確認→返信		
10	トップページヘルプ		

②異常が見つかったら、報告書にまとめる

得意なことで活躍できるという自己効力感

技術だけでなく倫理観を醸成するコミュニティ形成



(参考)「未来の地球学校」：「未来の教室」実証事業等（2025万博「いのちを高める」テーマ館と連動）。

- 2025年万博テーマプロデューサー中島さち子氏・(株)steAmを軸に展開する「未来の地球学校」プロジェクトでは、Robotics・Media Arts・AI等のSTEAMリテラシーを学び、他校・他国の児童生徒と共創する学習環境（学校のマッチング、教材や大学生メンターの提供等）を国内外にオンライン展開中。

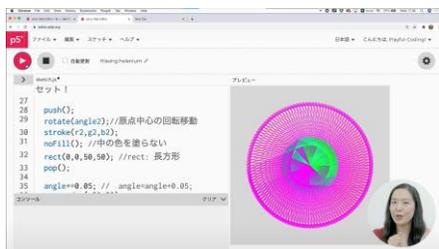
STEAMリテラシーの学習

他校・他国の生徒との共創空間（オンラインでプロの指導が入る）

Robotics、Media Art、AI等、
21世紀を創造的に生きるためのリテラシーを学ぶ
(経済産業省「STEAMライブラリー」を活用)



◀ Playful Roboticsの一コマ。番犬プログラムを作成しつつ、センサーの使い方を学ぶ



◀ Playful Codingの一コマ。幾何学模様をコーディングで描画



◀ Playful AIの一コマ。マスクをしているかどうかを画像認識によって自動判定するAIを作成

北海道から沖縄まで6つの高校専門科（農業・水産・商業）で始まり、現在は国内外の多様な40校（特別支援学校・ろう学校も）や科学館と専門家のオンライン共創空間に



◀ 実証に参加している多様な学校等。日本だけではなく、海外（カンボジア等）の学校も参加。また、幼小中高と多様な年齢の子どもたちが参加し、高校生では専門も様々

- 普通科、商業、農業、水産、福祉等

◀ オンラインでつながり、専門家（エンジニアやプログラマー等）との対話や他校との交流・共創を随時実施

【2020年度実証事業の生徒の探究テーマ】

- ・農業実習における草刈り・PH測定・観察などへのロボット活用
- ・市営バスへの新型コロナウイルス消毒噴霧装置設置
- ・介護用の車いす・自動シャンプーマシンの作成
- ・魚群探知機能のある水陸両用ドローン
- ・席替えアルゴリズムの作成 等



2. インターナショナルスクールの「日本参入」、既存私学の「生まれ変わり」

- 中国・東南アジアの富裕層・中間層にとって、子女が大学進学前の10代を過ごす場として、「安全で環境のよい国、日本」への期待が高まっており、名門ボーディングスクール日本校も開設。
- 日本発のボーディングスクールの誕生や、既存私学の「生まれ変わり」（探究シフト・世界シフト）も始まっているが、こうした新しい学習環境が全国的に広がるには、解決すべき課題も多い。

英国名門ボーディングスクール日本校の新設

ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン

- 英国の名門Harrow Schoolが岩手県安比高原に展開予定のボーディングスクール（寄宿制学校）。
- 日本最大規模を予定しており、11歳から18歳まで920人の生徒を受け入れる予定。



ラグビースクール・ジャパン

- 英国の名門Rugby Schoolが、千葉大学柏の葉キャンパス内に日本校の設立に向けて、2021年に設立準備財団を設立。
- 11歳から18歳まで750人の生徒を受け入れる予定。

日本発の新たな学校の誕生、私学の「生まれ変わり」

（日本発のボーディング・スクールの誕生）

UWC ISAK Japan

- チェンジ・メイカーの育成を目標に開校したISAK（インターナショナルスクール・オブ・アジア・軽井沢）を母体に、2017年より新たにスタートした日本の全寮制国際高校。
- 国際バカロレアも日本の高卒資格を取得可能。



（既存私学の「探究シフト・世界シフト」）

三田国際学園中学校・高等学校

- 1902年創設の戸板中学校・戸板女子高等学校を2015年度に三田国際学園中学校・高等学校に改称し、男女共学のインターナショナルスクールに。

本日の議論のポイント

教育システム・サービスのイノベーションにより、以下のような二項対立や論点を乗り越えるなり、包摂するなりで、いかなる条件で生まれ育ったお子さんにも学習機会を実質的に保障する社会システムは設計しうるか。

【論点の例】

(学習形式)

- 対面／デジタル
- オンデマンド／リアルタイム

(学習主体)

- ギフテッドの子／その他の子
 - －「希少レベルで」ギフテッドの子／「それなりにいる」ギフテッドの子
- 障害をもつ子／その他の子

(サービス提供形態)

- 公教育（学校）／私教育（オルタナティブスクール、サード・プレイス）
- 学校組織のあり方からして規定する制度（現在の学校教育法）
 - ／初等中等教育段階で学ぶべき内容の本質だけを定める制度

参考) 「場の選択肢の拡充」関連
リサーチ結果 (再掲)

「普通教育機会」としてのオルタナスクール拡大に向けた論点

前提

“オルタナスクール”を公的に整備し、多様な「教育機会」を確保することが重要

- 不登校の生徒は年々増加
- 不登校傾向も含めると全児童・生徒の10%存在

オルタナスクールへの公金支出には、現憲法上では「公の支配」は免れない(憲法89条)

- 教育機会確保法の成立過程でも、“学校教育に類する課程を置き、組織的、体系的な教育を行うもの”である必要性が国会で議論
- なお、教育機会確保の先進国オランダでも、私学の授業料無料と引き換えに規制・監督を実施

政府見解では「公の支配」の内実は「程度論」であるが、オルタナスクールへの公金支出には、どの程度の「支配」が必要なのかの基準はなく、議論の余地がある

産構審での議論のポイント

オルタナスクールに公金を支出するために、どの程度の「支配」(規制・監督)を設定するか？

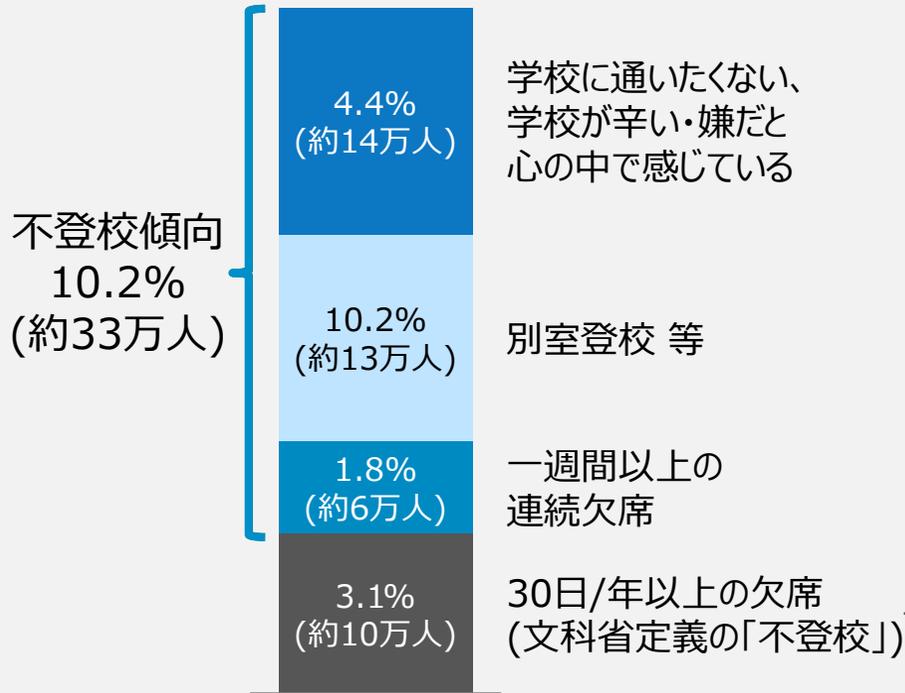
- オルタナスクールに公金を支出するには、どの程度の規制・監督が必要なのか？
- どこまでの規制・監督だったら、オルタナスクールは受け入れられるのか？



現状の「不登校(傾向)」の生徒数

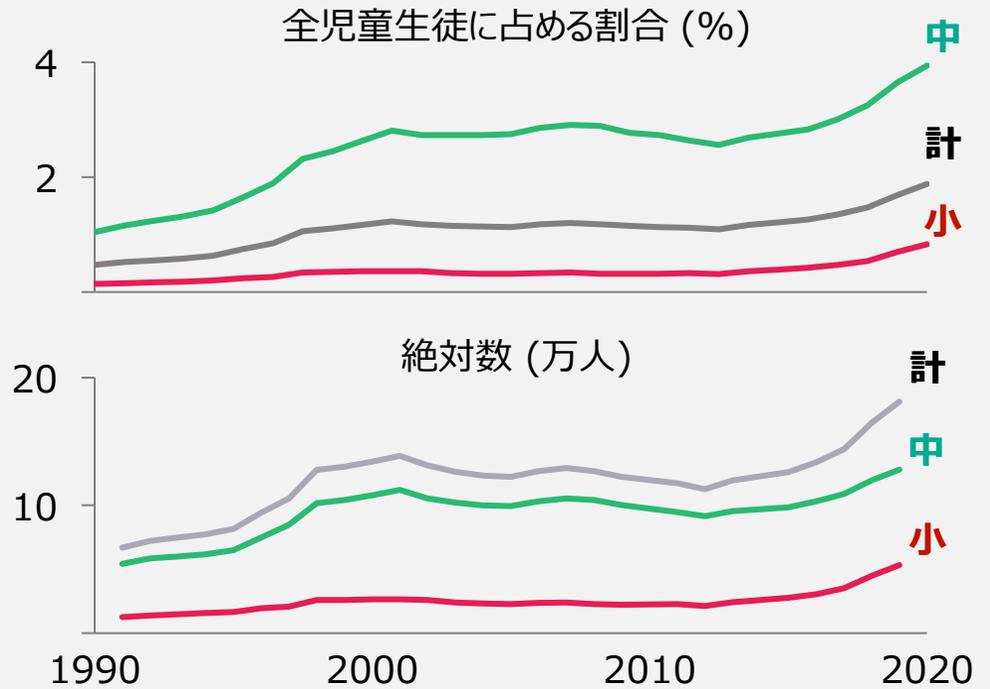
「不登校(傾向)」の生徒数 (中学校, 2018) ¹⁾

文科省定義の「不登校」が約10万人いるのに加え、「不登校傾向」の生徒も33万人(約10%)もいる



文科省定義の「不登校」の生徒数トレンド (小中学生) ²⁾

不登校の小中学生は1990年以降一貫して増加



学校だけでは生徒の教育機会を確保できない状況
 国による“オルタナスクール” (学校外の教育機会) の確保が必要

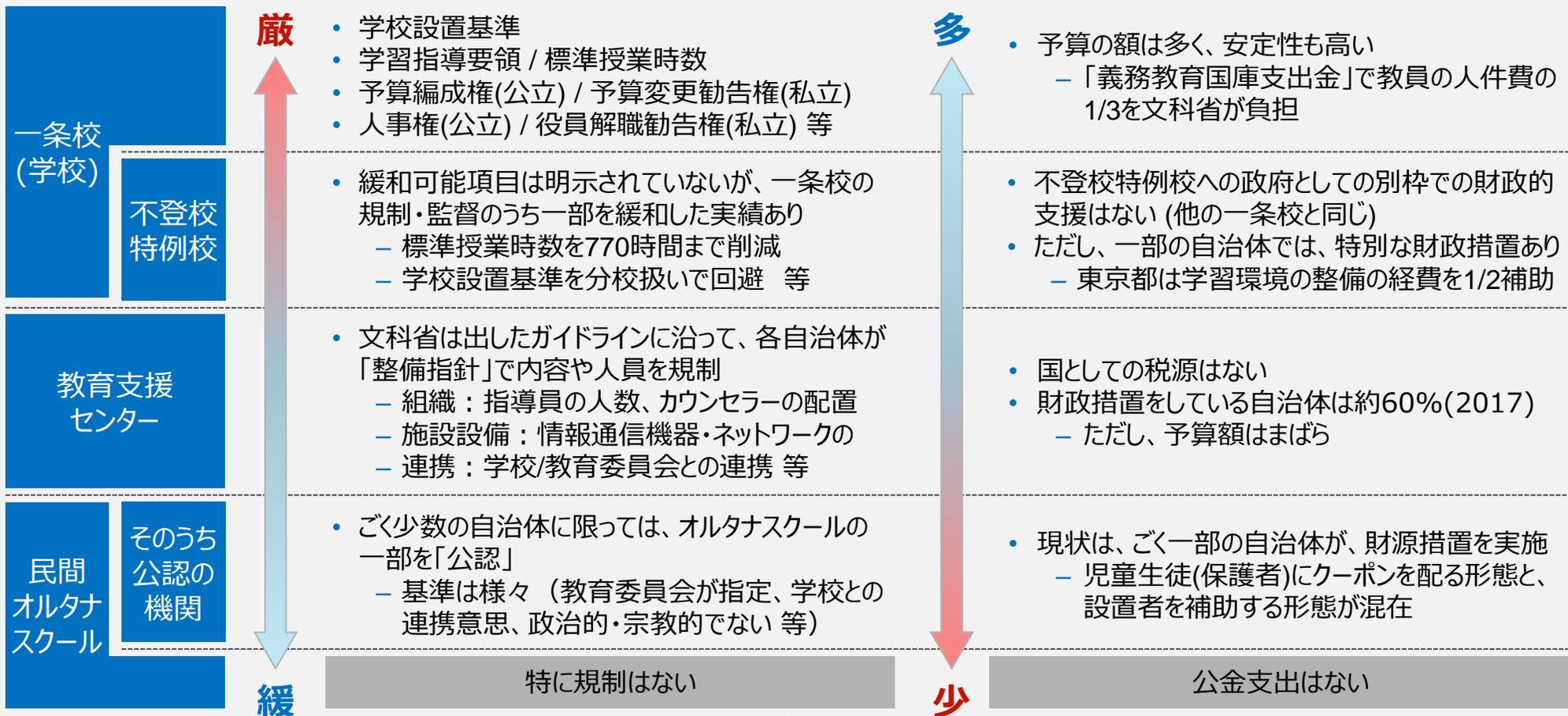
Source: 1)日本財団「不登校傾向にある子どもの実態調査報告書」; 全国の中学生程度(12歳~15歳)6,500人を対象としたアンケート調査の結果 (有効回答6,450人)

2)文部科学省 令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について; 教育委員会等を通じ、全数調査をした結果

不登校の児童・生徒向けの現状の仕組み（まとめ）

公の支配（規制・監督）

公金支出



自治体ベースでは認めているところもあるので、今のオルタナスクールでもバウチャー発行はできなくはない
 ただし、国としてやるなら、文科省のこだわりと、オルタナスクールが許容できる制約の両方を見て、の落としどころを探る必要あり
 なお、先行事例を見ると、指導員/専門家の人数、情報機器整備などは、質保証の基準として妥当な可能性
 一方、内容面での“体系的な指導”の面や、“施設設備”を規制にどの程度含むかは、多様性の制約になりうるので要議論

フリースクールへの経済的支援に関する国会での議論

フリースクールへの経済的援助の可能性は国会でも議論されているが、規制・監督なくして公費支出の対象とはならないとの判断が示されており、この考えは教育機会確保法成立時も変わっていない

	状況	概要	発言
フリースクールへの経済的支援と憲法89条との関係について	2008年 4月9日 参議院 決算 委員会	<ul style="list-style-type: none"> フリースクールへの監督権限がない状況では難しい 憲法26条の教育の権利は民間の自由な活動まで公費負担することまで求めている 	<p>渡海紀三朗文部科学大臣の答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には、私立学校等には所轄庁がその学校法人の解散命令を発することができる等というのが学校法人法等にしっかりと法律上も定めておりますし、そういった監督権とか解散権ですね、そういったものがしっかりと設定をされているわけでございます 一方、フリースクールというのは、これは民間の自由な活動といいますが、そういった活動でございますので、例えばそういう権限も国とか地方自治体というのは持ち得ないわけですから、公の支配に属するという、そういった解釈をするのは非常に難しいというふうに考えております また一方、支援でございますけれども、フリースクールに通所する不登校児童生徒等に対してその学費の一部というものを国や地方自治体が支援をすることについては、この26条の規定との関係が出てくるといふうに考えております、小中学校における通常の学校においては授業料無償、これはいわゆる義務教育の負担でございますが、無償でやっておるわけでございますけれども、このフリースクール、先ほど申し上げましたように民間の自由な活動というものを公費で負担するというところまでは26条も実は解釈上も含めないんじゃないかというふうに考えておるところでございます
教育機会確保法成立に際し、フリースクールへの経済的援助への考え方を問う質問	2016年 11月 18日 衆議院 文部 科学 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 組織的、体系的な教育を行うものであれば、無償化の対象になり得る 確保法附則に盛り込まれた経済的支援は個人を対象としている 	<p>伊藤信久議員 (法案提出者) の答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> そのフリースクールが、学校教育に類する課程を置き、組織的、体系的な教育を行うものであれば、教育費無償化法案の対象になり得るものと思われれます。しかしながら、補足ですけれども、残念ながら、現時点では、そのようなフリースクールは少ないものと認識しております この法律というのは、全体を通じ、個々の不登校児童生徒を支援の対象としておりまして、フリースクールという団体、施設自体を支援の対象とするものではありません。したがって、経済的支援についても、個々の児童生徒及び保護者を対象とすることを想定しており、フリースクール等の民間の団体への経済的支援は想定しておりません

(参考) 私立学校への助成が憲法89条(公の支配)を満たすための要件

憲法89条は、「公の支配」に属さない教育事業への公金支出を禁じており、現在の私学助成は国が強い監督権限を持つことで可能になっている。しかしこの権限は時代とともに変化しており、これからも変わりうる

概要

憲法89条では、「公の支配」に属さない教育事業への公金支出を禁じている

- “ 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。”

第二次世界戦後、私学への助成金が憲法89条に反するのではないか？との議論が続いた

- 私学助成を拡大するとともに、憲法89条との関係性も問題視された
- 最終的に、1975年の私立学校振興助成法で監督規定が強まったことで、議論は落ち着いた

現在では、私学助成は「公の支配」を満たしていると解釈され、憲法論的な議論は皆無に等しくなった

私立学校と「公の支配」に関する議論・立法過程

1947年	学校教育法制定	私学に対する監督官庁の権限を規定した「私立学校令」が廃止され、学校教育法(1947年)が制定 <ul style="list-style-type: none"> 予算変更命令権、校長・教員解職権などが消滅 	疑念浮上 (GHQ等)
1949年	私立学校法制定	私立学校法第59条の規定で、監督規定を厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ①業務・会計状況報告の徴収権 ②予算変更の勧告権 ③役員解職の勧告権 	解消
1955年頃	私学助成の拡大議論	私学助成を拡大する機運が高まり、憲法89条の規定は助成を踏まえた「程度論」であるとの考えも相まって、憲法89条に関して国会での議論が再燃 <ul style="list-style-type: none"> (需要側) 戦後の出生増で高校生・大学生が急増 (供給側) インフレにより人件費含む経常費が増大 	疑念浮上 (国会)
1970年	日本私学振興財団法	私立学校法に規定を追加し、厳格化しようとした <ul style="list-style-type: none"> 私学への「立入検査権」 学科・収容定員増の「計画変更・中止勧告権」 「設備・授業等の変更命令権」 ただし私学団体の反対により、事実上「凍結」	解消しようとしたが失敗
1975年	私立学校振興助成法	「私立の自主性」と「公の支配」の綱引きを踏まえ、監督機能を新たに助成対象の私学のみに変更 <ul style="list-style-type: none"> 私立学校法の監督規定を削除し、左記法に移行 その上で、新たに監督規定に下記を加え、監督を強化 <ul style="list-style-type: none"> ④定員超過の是正命令権 	解消

(参考) 臨時私立学校振興方策調査会答申 (1966年)

私学助成と憲法89条との関係は、補助の程度に応じて必要な規制・監督を行うべきだという「程度論」との統一見解が示された。したがって、私学ほど大規模な補助を必要としないオルタナスクールは規制も弱いと考えられる

概要

時期： 1965年3月31日に設置
1966年6月14日に答申を発表

設置背景

- 昭和30年代、私学財政が逼迫し、現行の私学振興策が不十分との批判が起こる
 - 学生数の急増
 - インフレ、人件費の高騰
- 文部省が文部大臣の諮問機関として設置
- 私学に対する経常費補助と、それに伴う規制のあり方等を検討

検討結果

- 私学助成自体の必要性は認めるものの、公金支出の適正確保は必要
- 私学助成の問題は補助のあり方に応じた規制・監督の「程度論」として意見が一致。
 - ただし、必要な規制の「程度」については見解が分かれた（補助範囲を拡大する場合、現行の規制・監督のままでは問題となる余地が残された）

第一部会報告『私立学校振興方策改善の基本方針について』

(私学助成の問題は補助のあり方に応じた規制・監督の「程度論」として意見が一致)



- “ 現行の私立学校に対する公の規制監督の程度で私立学校が憲法第89条でいう公の支配に属すると解し得るか否かは、基本的対立というよりは、『公の支配』の程度を憲法がどこまで要求しているかという、いわば程度の差の問題といえる。
- “ これについては、すでに私立学校法第59条、その他私立学校に対する助成のための法律が制定され、補助金その他の財政援助が行なわれていることからみても、憲法にいう『公の支配』とは私立学校の運営の根本的な方向を左右するような指示、干渉を公の機関からうけることまでを要求しているのではなく、私立学校の性質とこれに対する公的見地からの必要にたらし妥当な一定の規制が加えられることをもって足りるものと解されよう

(必要とされる規制の「程度」については、次のように見解が二分した)



- “ その一は、私立学校は現行の学校教育法、私立学校法その他の法令による規制および監督をうけることで憲法上の『公の支配』の要求をすでに満たしており、今後私学助成を強化する際、公金の有効適正な支出を確保する手段を強化すべきかどうか、そのような強化策が私立学校の自主性と調和できるかどうかは憲法論としてではなく、政策論として現実の必要性に即して検討がなされるべきであるとする意見である。
- “ 他の一は、私立学校の助成にあたり、憲法上必要とされる公的規制は、おおむね現在行なわれている程度の公的助成のあり方を前提とすれば、現行の程度で足りると考えられるが、将来経常費の助成のような進んだ助成方策が行なわれるような場合、その内容如何によっては、これに伴う公金使用適正確保の措置、およびその私立学校の自主性との調和の問題は、単に政策論としてではなく、憲法論としても問題となり得る余地があるであろうという意見である。

設置基準や標準授業時数を柔軟化する「不登校特例校」

不登校特例校の「特例」の内容は明示されていないが、既認可校では、学校設置基準を分校扱いでクリアする、標準授業時数を下回る、家庭学習による履修を認めるなど、柔軟な教育を行っている

概要

目的: 不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成すること

根拠: 学校教育法施行規則第56条に基づき文部科学大臣が指定

認定基準: 幅広い“特例”を認め得る表現

- “憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成のために編成された教育課程であること”

対象: 不登校の生徒

- 年間30日以上欠席が基準だが、その判断は学校側が行う
- 例えば断続的な不登校や不登校の傾向が見られる生徒も対象となり得る

設置数: 16校 (うち公立7校、私立9校)

既存の特例校の特徴

項目	内容
ハード 教員	<ul style="list-style-type: none">授業は教員2名以上で行う【洛風中学校】教員のみならず、「サポーター」も設置【八王子市立高尾山学園】
設備	<ul style="list-style-type: none">学校設置基準は満たす必要あり<ul style="list-style-type: none">図書室の設置に苦慮する例も【東京シュール葛飾中学校】一方、既存校の分校扱いとすることで初期費用を抑える抜道も存在【調布市立第七中学校はしうち教室 等】<ul style="list-style-type: none">ただし、現状は必要な学校設備が揃うまでの時限措置という扱い
予算	<ul style="list-style-type: none">他の公立・私立と同等の措置 (義務教育国庫負担金、私学助成金)加えて、東京都では学習環境の整備に必要な経費を1/2補助
ソフト 時間数	<ul style="list-style-type: none">標準授業時数(ex.小学6年生で1015時間/年)を下回ることができるただし、総授業時数に最低ライン(ex.770時間)が存在する可能性がある<ul style="list-style-type: none">当初は700時間で申請するも、文科省の指摘により770時間に修正【東京シュール葛飾中学校】もともと総授業時数は770時間で申請【草潤中学校】
カリキュラム	<ul style="list-style-type: none">学習指導要領にとらわれない、特別な教育課程を編成できる<ul style="list-style-type: none">毎日登校するコースと家庭学習を基本にするコース、その混合の3コースを設置している【草潤中学校】学年をさかのぼった内容を学習できる【福生第一中学校】

(参考)「不登校特例校」以外的一条校での障壁①：学校設置基準

オルタナスクールを一条校(学校)とするためには、学校設置基準のうち、特に施設・設備の部分が障壁となる

概要

「学校設置基準」は、学校教育法第3条の規定に基づく基準

- "1条校"として公的な補助を受けるために必要
- 学校を設置するのに必要な最低の基準であり、これに反すると学校を設置できない
 - 違反した場合変更命令規定あり(学校教育法14条)
 - 故意に違反した場合は閉鎖命令を受ける(同13条)
 - 罰則規定あり(143条)

学校設置基準の内容

章 基準内容

章	基準内容
学科	学科の種類は普通科、専門学科、総合学科の3つ ※学科の規定は高校のみに適応
編制 (体制)	<ul style="list-style-type: none">• 一学級は原則四十人以下• 学級は、原則同学年で編制• 教諭数は一学級当たり一人以上<ul style="list-style-type: none">– 校長、副校長等が代替可(特別の事情がある場合)– 教員等は他の学校の教員等と兼務可(必要ある場合)
施設・ 設備	<ul style="list-style-type: none">• 校舎/運動場/体育館を備えるのが原則<ul style="list-style-type: none">– 原則同一地内又は隣接地であることも必要– 校舎/運動場の面積規定あり(原則別表¹⁾以上)• 教室/図書室/保健室/職員室が必要<ul style="list-style-type: none">– 特別支援学級(小中のみ)、専門教育のための施設(高校のみ)も必要に応じて設置• 指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備え、常に改善・補充することが必要

オルタナスクール公認の障壁

- オルタナスクールには「学年」が壁になる可能性があるが、学年の規定は柔軟解釈可能
- 例：過疎地域は法律²⁾に基づき2学年を1学級に編制するなど柔軟に対応
 - 運動場がない
 - 共用等で確保できたとしても隣接地は難しい
 - 図書室、保健室等の部屋が用意できない
 - 学校図書館法、学校保健安全法等の基準を満たす必要がある

Source: [学校設置基準\(文部科学省HP\)](#)

Note: 1)校舎面積(40人以下の場合)小学校500㎡、中学校600㎡、高校(120人以下の場合)1200㎡
運動場面積(240人以下の場合)小学校2400㎡、中学校3600㎡、高校(収容定員にかかわらず)8400㎡

2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(参考)「不登校特例校」以外的一条校での障壁②：標準授業時数

一条校(学校)として認可される小中学校は、年間の総授業時数や各教科ごとの授業時数の最低基準(標準授業時数)を守らなければならない。そのため、個別最適な学びが展開しにくい

概要

標準授業時数とは、義務教育段階の学校において、教育水準の維持・確保のために定められた最低基準

- 確保できない場合、文部科学省から是正指導が入る例あり¹⁾

標準授業時数の根拠は、学校種毎に異なる

- 小学校：学校教育法施行規則第51条が根拠
 - 年間授業週数の下限は35週(小学1年生は34週)のため、例えば小学2年生の週ごとの授業数は26コマとなる
- 中学校：学校教育法施行規則第73条が根拠
 - 年間授業週数の下限は35週、中学1年生の週ごとの授業数は29コマ
- (参考) 高校：標準授業時数はない
 - ただし、卒業要件(三年以上の在籍/必修科目の履修/74単位以上の修得)あり

※1単位 = 35単位時間

※1単位時間 = 1コマ = 50分(小学校のみ45分)

小・中学校の標準授業時数

学年	国語	社会	算数/ 数学	理科	生活/ 総合	音楽	図工/ 美術	家庭/ 技術家 庭科	体育/ 保健 体育	外国語/ 外国語 活動	道徳	特別 活動 ²⁾	計
1	306		136		102	68	68		102		34	34	850
2	315		175		105	70	70		105		35	35	910
3	245	70	175	90	70	60	60		105	35	35	35	980
4	245	90	175	105	70	60	60		105	35	35	35	1015
5	175	100	175	105	70	50	50	60	90	70	35	35	1015
6	175	105	175	105	70	50	50	55	90	70	35	35	1015
1	140	105	140	105	50	45	45	70	105	140	35	35	1015
2	140	105	105	140	70	35	35	70	105	140	35	35	1015
3	105	140	140	140	70	35	35	35	105	140	35	35	1015

(参考) 現在の不登校特例校16校 (1/3)

学校名	開校	公/私	定員	カリキュラムの特徴	教員	予算 (私立の場合学費)
八王子市立 高尾山学園 小学部・中学部	平成16年 4月	公立	不明 (R2.4月時点 在籍者130名 /全校)	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒のための市立小中一貫校。学年を超えた習熟度別ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動等を行う 	事務職員 等含め 80名	不明
京都市立 洛風中学校	平成16年 10月	公立	全校40名程 度	<ul style="list-style-type: none"> 実社会と直結した実践的な体験活動 京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動 	20名	不明
学科指導教室 「ASU」 (小・中学校)	平成16年 4月	公立	不明	<ul style="list-style-type: none"> 学年を超えた習熟度別指導 児童生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動 	不明	不明
星槎中学校	平成17年 4月	私立	不明	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導計画を作成 習熟度別クラス編成や体験学習等の導入 授業時数を増やした指導 	不明	入学金: 210,000 円 施設維持費: 160,000 円 学校設備費: 150,000 円 授業料: 670,000 円/年
鹿児島城西 高等学校 普通科 (ドリームコース)	平成18年 4月	私立	20名程度/ 学年	<ul style="list-style-type: none"> 「産業社会と人間」、「進路研究 (自己理解)」等を学校設定科目として設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に、きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する 	不明	入学金: 100,000円 授業料: 47,100円/月 後援会費: 1,500円/月 生徒会費: 700円/月
東京シュール 葛飾中学校	平成19年 4月	私立	全校120名	<ul style="list-style-type: none"> 道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法等を学ばせる 	不明	不明

(参考) 現在の不登校特例校16校 (2/3)

学校名	開校	公/私	定員	カリキュラムの特徴	教員	予算 (私立の場合学費)
京都市立 洛友中学校	平成19年 4月	公立	15名程度	<ul style="list-style-type: none"> 学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す 	不明	不明
NHK学園 高等学校	平成20年 4月	私立	不明	<ul style="list-style-type: none"> 「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ね等を通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す 	不明	初年度納入金: 349,100円
星槎名古屋 中学校	平成24年 4月	私立	90名/学年	<ul style="list-style-type: none"> 「基礎学力」及び「社会に適応する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また、生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う 	不明	入学金: 200,000円 施設維持費: 60,000円/年 課外活動費: 84,000円/年 授業料: 390,000円/年
星槎もみじ 中学校	平成26年 4月	私立	90名/学年	<ul style="list-style-type: none"> 「ベーシック」及び「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適応する能力」の向上を目指す 	不明	初年度納入金: 290,000円 学費、積立金 等: 578,400円/年
西濃学園 中学校	平成29年 4月	私立	20名/学年	<ul style="list-style-type: none"> 「コラボレイト」を新しく教育課程に位置付け、国語、社会及び総合的な学習の時間を融合した授業を実施する。寮を持つ学校であり、学習及び生活指導を一貫して行う 	不明	入学金: 200,000円 施設費: 50,000円 授業料: (全寮制) 1,368,000円/年 (寮費・食費込) (通学生) 745,920円/年 (食費込)

(参考) 現在の不登校特例校16校 (3/3)

学校名	開校	公/私	定員	カリキュラムの特徴	教員	予算 (私立の場合学費)
調布市立 第七中学校 (はしうち教室)	平成30年 4月	公立	不明	<ul style="list-style-type: none"> 体験活動等で考えたこと等を、各教科で身に付けた力を活用し生徒の得意とする手法で独創的に表現する「表現科」や、不登校による未学習部分を補うため、一人一人の状況に合わせ学習を行う「個別学習」の時間を新しく教育課程として位置付ける 	不明	不明
東京シュール 江戸川小学校	令和2年 4月	私立	全校70名	<ul style="list-style-type: none"> 「いろいろタイム」を教科として新設 自然体験や文化体験等を通じて、学習意欲の向上や自主性・創造性・社会性を育成 	不明	不明
福生市立 福生第一中学校 (七組)	令和2年 4月	公立	20名	<ul style="list-style-type: none"> 「プロジェクト学習」を教科として新設し、各教科を横断的・合科的に扱い、自分が興味を持ったことについて自ら探究し、自分なりの答えにたどり着くことにより、探究し続けられる力や自発的に行動する力の育成を目指す 	不明	R2年度不登校対策 事業予算1,651万円
岐阜市立 草潤中学校	令和3年 4月	公立	全校40名 程度	<ul style="list-style-type: none"> 「セルフデザイン」を教科として新設し、音楽、美術等において各自テーマを設定 生徒の個性を伸ばし自己肯定感を育成 一般校の年間授業時数 1,015時間に対し、770時間編成 	計20名 程度 (スクール カウンセラー 等含む)	R2年度予算3,735万円
大田区立御園 中学校みらい 教室 (東京都大田区)	令和3年 4月	公立	8名/学年	<ul style="list-style-type: none"> 授業開始時間が遅い 全教科の学習に対応 	正規の 中学校 教員3人の 他、講師等 を配置	R3年度予算6,370万円 (講師やスクール カウンセラーの 人件費、 施設整備費)

(参考)「不登校特例校」よりも「普通の学校」に近い「教育課程特例校」

教育課程特例校は、地域や学校の特色を活かしたカリキュラムを実施できる学校で、不登校特例校よりもはるかに多く存在（全国に1,768校）。「総授業時数」を確保する必要がある点で不登校特例校とは異なる

概要 特例により創設された授業内容 (例)

目的: 学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため

根拠法: 学校教育法施行規則第55条の2

指定要件

- 学習指導要領の内容が適切に取り扱われていること
- **総授業時数が確保されていること**
- 生徒の発達段階並びに各教科等の特性に配慮がなされていること
- 保護者への経済的負担への配慮、機会均等の配慮がなされていること
- 生徒の転出入に配慮があること

設置数(R3.4.1現在):

- 指定件数: 207件
- 指定学校数: 1,768校

分類	学校名	縮減科目	新設科目	内容
国立	大阪教育大付属池田小学校	生、総、特	安全科	不審者侵入を想定した避難訓練や災害時の対応を学ぶ
公立	北海道羅臼町立の小中学校	国、社、理、生、図、外、総	知床学	地域に生息するヒグマの生態や基幹産業である水産業について学ぶ
	宮城県立多賀城高校災害科学科	家庭基礎、保健、社会と情報	くらしと安全 A・情報と災害	災害時に生死を分けた情報の収集・活用・発信により科学的思考の基礎となる情報の取り扱い方法を学ぶ
	福島県郡山市立の各小学校	生、総	プログラミング学習	3～6学年にプログラミング教育を導入、ビジュアル型プログラミング言語、ロボット型教材の活用による学習を行う
	新潟県南魚沼市立の各小学校	生、外、外活、総	国際科	世界各国の伝統・文化を学んだり、日本の文化を海外からの留学生等に伝える活動を行う
	長野県諏訪市立の小中学校	生、図、美、技・家、総	相手意識に立つものづくり科	家具や日用品等の作品を制作し、工業メッセに出品する
私立	開智日本橋学園中学校	なし	なし	既存教科(中3美術)を英語で実施

公的オルタナスクールとしての「教育支援センター」の現状

「教育機会確保法」で教育支援センターを積極的に推進することになったが、自治体に設置義務はなく、現状では設置していない自治体も多く、質（人員や予算）にもばらつきもあり、理念は具現化できていると言い難いのが現状

概要

目的: 2016年成立の「教育機会確保法」で、不登校生徒への支援を行う機関として「教育支援センター」を位置付け

- かつては学校復帰を前提とし、名称も「適応指導教室」

対象: 主に該当自治体在住の小中学生を対象

- ただし、高校生以上も場合によって利用可

設置数: 全国約60%の自治体 / 約1,300箇所¹⁾

- 約1万6,000人（不登校の小中学生の約10%）が通う¹⁾
- 自治体ごとに複数設置も可
- 政策開始当時(1990年)は全国で10か所しかなかった²⁾

メリット: 公的機関のため、出席認定や費用面でメリットあり

- 利用日は出席日数扱いとなる³⁾
- 受講費用は無料（教材費等が別途かかる場合もある）
- 通学定期の対象⁴⁾
- 通学費補助を行う自治体あり(例:深川市、福知山市)⁵⁾

質保証: 文科省「教育支援センター整備指針(試案)」に従い、各自治体が「設置要綱」を規定

- 児童実定員10人に対し、2人の指導者を設ける等

教育支援センターの例

自治体により、予算、人員等にばらつきあり⁶⁾

自治体	予算(万円) (予算/校)	人員 (人員/校)	設置場所
世田谷区 (ほっとスクール 希望ヶ丘)	3,100	不明	校外(区立複合施設)
島根県雲南市 (おんせんキャンパス)	2,009	不明	校外(旧温泉小学校)
札幌市	5,300* (883/校)	不明	校内: 3か所 校外: 3か所
埼玉県日高市	356	不明	校外(市生涯学習センター内)
栃木県茂木町	300	不明	校外(保育園跡地)
浜松市	5,900 (197/校)	24人 (0.8人/校)	校外: 9か所 校内: 21か所
東京都港区	不明	6名	校外(区立教育センター内)
山梨県都留市	不明	2名(教員OB)	校外(公民館)
佐賀県鹿島市	不明	2名	校外(財団法人「田沢記念館」内)

Source: 1) 平成29年2月13日文科省フリースクール等に関する検討会議報告書、2) 学校不適應の現状と課題(丸山 あけみ・吉弘 淳一)、4) 文科省HP、5) 平5.3.19文部省通知、6)各自治体HP
Note: *「特別な支援を必要とする子どもへの相談等を総合的に行う体制の整備」として、教育支援センターを含む、教育センター全体の予算

(参考) 文部科学省の教育支援センターへのスタンス

文部科学省は、「教育機会確保法」に基づき、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」も出し、教育支援センターの充実を各自治体へ推奨はしている状況。ただし、財源措置については未着手

「教育機会確保法」

法律および法第7条に基づく指針¹⁾で教育支援センターについて言及されているのは、以下の3点

不登校支援が必ずしも学校復帰を目的とするものではなくなった

- 目指すべき姿は生徒の社会的自立
- 不登校生徒の意思を尊重し、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮



- “ 第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること

財政措置の必要性を明言



- “ 第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする

教育支援センター等の配置を促進し、機能を強化

- 通所を希望しない生徒に対する訪問支援なども行い、不登校支援の中核となる



- “ 第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努める

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)²⁾」

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

- 様々な形態を含めた設置数増加
 - 無償の学習機会を確保し、支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備を行う
 - 例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられる
- 運営内容の強化
 - 「教育支援センター整備指針(試案)」を参考に、地域の実情に応じた指針作成
 - これまでの知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、「児童生徒理解・支援シート」のコンサルテーションの担当など、支援の中核となる
 - 私立学校等の生徒の場合でも、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用を行う

2. 教育支援センターを中核としたネットワーク整備

- 教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校支援のネットワークを整備
- 民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえ、民間施設やNPO等と積極的な連携を図る

Source:1)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(平成29年3月31日)、

2)文部科学省(児童生徒課)「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)

(参考) 文部科学省「教育支援センター整備指針(試案)」

あくまで最終的な意思決定権は各自治体にあるものの、文部科学省でも「指導員の人数」、「カウンセラーの配置」、「情報通信機器・ネットワークの整備」等、詳細なガイドラインを作成し、全国の自治体に周知

整備指針 (1/2)

- 趣旨
 - 教育委員会は、教育支援センター(以下「センター」という。)の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない
- 設置の目的
 - センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む。以下同じ。)を行うことにより、その**社会的自立**に資することを基本とする
- 自己評価・情報の積極的な提供等
 - センターは、その目的を実現するため、その相談・指導、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、**自ら点検及び評価**を行い、その結果を公表するよう努めるものとする
 - センターは、その相談・指導、その他のセンターの運営の状況について、**保護者等に対して積極的に情報を提供**するものとする
- 対象者
 - 入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること
 - 不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう**児童生徒の実情等の的確な見立て(アセスメント)**に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、**専門家を含めて検討**を行うことが望ましい
 - 必要に応じて、中学校を卒業した者についても**進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい
- 指導内容・方法
 - 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導を行う
 - 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する
 - 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する
 - 指導内容は、**児童生徒の実態に応じて適切に定め**、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて**集団指導**を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする
 - 家庭訪問による相談・指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。**通所困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮**を行うことが望ましい
 - センターは、不登校児童生徒の**保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助**を行うものとする

整備指針 (2/2)

- 指導体制
 - センターには、相談・指導などに従事する指導員を置くものとする
 - 指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度**置くことが望ましい
 - 指導員には、相談・指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有する者を充てるものとする
 - 教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする
 - カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置**し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい
 - その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい
- 施設・設備等
 - 施設・設備は、相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする
 - センターは、**集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備える**ことが望ましい
 - センターは、**運動場を備える**などスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい
 - センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、**必要な情報通信機器・ネットワークが整備**されていることが望ましい
 - センターには、相談・指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な**教具(教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等)**を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない
- 学校との連携
 - 指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする(定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等)
 - 指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい
 - 指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見立て(アセスメント)にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする
 - 指導員等は、不登校に関する専門的な指導・助言・啓発を行う
- 他機関・民間施設・NPO法人等との連携
 - センターは、教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする
 - センターは、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図ることが望ましい
 - 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン」等に留意するものとする
- 教育委員会の責務
 - 教育委員会は、前各項の趣旨が達せられるよう、教育委員会規則の制定や指導体制の充実等、センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない
 - 教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が、適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない

フリースクール利用に関する公的な経済支援

フリースクールに対して国から経済的支援はない。一方で、ごく一部の自治体で、保護者あるいは事業者を対象に、補助を行っているところもある。ただし、補助の対象や金額は地域によってばらつきあり

概要

オルタナスクールに通えるかどうかは家庭の経済力に左右される現状

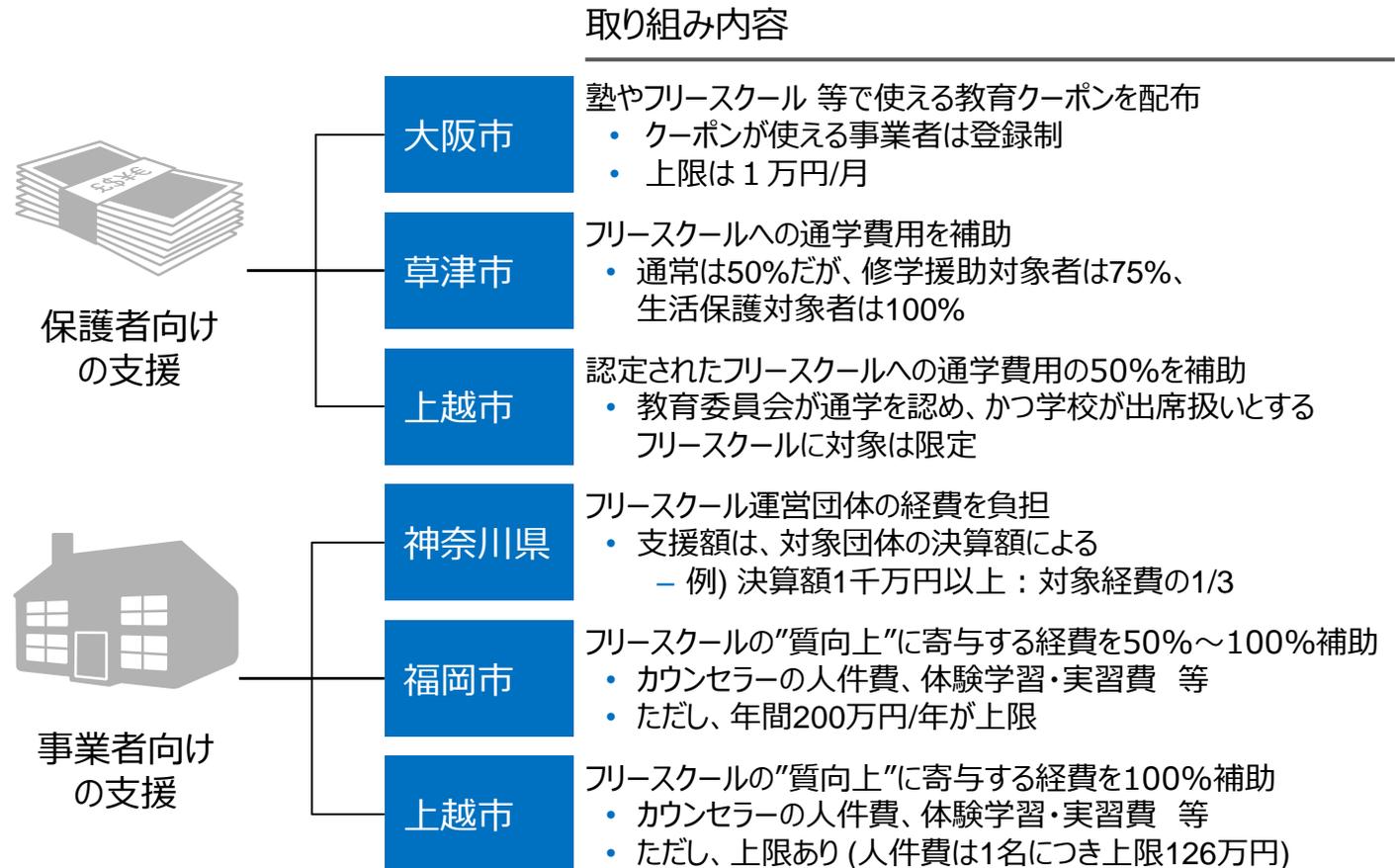
しかし、オルタナスクールに通う場合は国からの補助はない

- 文科省は令和2年度概算要求にフリースクール等に通う生徒向けの経済的支援を盛り込んだものの、成立には至らず²⁾³⁾
- 前述の通り、政府レベルでは、実施は保護者への支援になる⁴⁾

現状では、ごく一部の自治体が経済支援を行うに留まる

- 保護者向けのみならず、運営団体向けの支援もある
 - 保護者：入学費、授業料、寮費などを支援
 - 運営団体：職員追加配置費用や実習費などを支援

取り組みの例⁴⁾



Source: 1)文部科学省調査、フリースクール授業料の平均は約3万3千円/月、2)文科省初等中等教育局への聞き取り、3)2019.8.27読売新聞、

4)第192回国会衆議院文部科学委員会議録第7号 2016年11月18日、4)各自治体HP

(参考) 自治体の支援内容の例

フリースクールに対して国から経済的支援はないが、ごく一部の自治体で補助を行っているところもある。ただし、補助の対象や金額は地域によってばらつきあり

対象	自治体	目的	規制・監督	対象経費	方式	支給額
	大阪府 大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 保護者負担の軽減 学力向上 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護している 政治・宗教活動が主目的でない等 	登録された事業者での民間教育費 <ul style="list-style-type: none"> フリースクール25件登録 	クーポン形式(塾代助成カード)	負担額の100% <ul style="list-style-type: none"> ただし上限1万円/月
保護者 (所得制限あり)	滋賀県 草津市	<ul style="list-style-type: none"> 保護者負担の軽減 子どもの居場所作り 	不明	フリースクール通学費用	不明	困窮度に応じて異なる <ul style="list-style-type: none"> 生保受給者:100% 就学援助対象者:75% 上記以外:50%
	新潟県 上越市	<ul style="list-style-type: none"> 学校復帰の支援 学力向上 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が通学を認めた施設 校長が出席扱いにする施設 	フリースクール通学費用 <ul style="list-style-type: none"> 入学費、学習費、寮費、食費等 	事後精算払	負担額の50%。ただし費用項目ごとに上限あり(例:学習費) <ul style="list-style-type: none"> (小学生) 20,000円/月 (中学生) 22,500円/月
	鳥取県 湯梨浜町	<ul style="list-style-type: none"> 保護者負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の指定するフリースクール(県内4か所) 	フリースクール授業料		負担額の100% <ul style="list-style-type: none"> ただし上限2万円/月
	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 全般的な支援活動促進 	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力関係を構築できる 新たな会員の入会が可能 	フリースクール事業に要する経費	事後精算払(例外あり)	対象団体の決算額による <ul style="list-style-type: none"> 決算額1千万円以上の例:対象経費の1/3(上限75万円/年)
運営 団体	福岡県	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援 学校復帰支援 	不明	フリースクールの質向上経費 <ul style="list-style-type: none"> 職員・カウンセラー 体験学習・実習費 広報活動費 	事後概算払/精算払	対象経費の50%~100% <ul style="list-style-type: none"> ただし、団体毎の上限は200万円/年
	札幌市	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校相談・指導が主たる目的 学校と連携・協力関係にあること 複数の児童生徒の受け入れ等 	フリースクールの質向上経費 <ul style="list-style-type: none"> 職員・カウンセラー 体験学習・実習費 施設借上料等 		対象経費の100%だが上限あり。 <ul style="list-style-type: none"> 職員1名追加につき上限126万円 生徒数33名以上の団体全体の支給上限は320万円/年